

# 1 給付金

郵送可

お祝い、お見舞い等の給付事由が発生した場合、請求をいただくことで、給付金を支給します。

## 1 給付事由、給付額等

8～9頁の給付一覧のとおり

## 2 給付金を請求できる方

会員となった日から1カ月経過した日以降に、給付事由が発生した方

## 3 請求方法・期間

- レッツ中央が指定する給付金請求書に必要事項を記入・押印のうえ、給付事由を証明する書類を添付して、事由発生日から6カ月以内に請求してください。  
※給付金請求書は、83頁をコピーして、82頁の記入例を参考に必要事項をご記入ください。  
※添付する証明書類は、次頁の給付一覧をご確認ください。また、各書類は、コピーでも結構です。  
※事業所で複数会員分をまとめてレッツ中央窓口で請求する場合など請求件数が多い場合は、事前にご連絡ください。



**給付金額が1件5万円以上の請求については、  
原則として振込受領（指定口座への振込）となります。**

- 必要書類をレッツ中央窓口にご持参いただくほか、郵送でも受け付けます。郵送の場合は、すべて振込受領とさせていただきます。  
※郵送の場合、レッツ中央への書類到着日が請求の受付日となります。  
※振込手数料はレッツ中央が負担します。

## 4 受領方法

下記のいずれかの方法で受領してください。

### (1) 窓口受領

- 会員が窓口で受領 …………… 請求者である会員が、給付金請求書、証明書類、会員証および印鑑を持参してレッツ中央窓口で受領する。
- 代理人が窓口で受領 …………… 請求者である会員が給付金請求書の委任状欄に給付金を受領する者（代理人）を指定した場合、当該代理人が、給付金請求書、証明書類、請求者の会員証および代理人の印鑑を持参してレッツ中央窓口で受領することができます。

### (2) 振込受領（指定口座への振込）

給付金請求書の振込依頼書欄に必要事項を記入・押印のうえ、給付金請求書および証明書類をレッツ中央窓口  
に持参または郵送により請求する。給付金は、後日指定金融機関に振り込みます。

※振込日は、請求書に記載された内容の審査の完了日に応じて、各月の10日または25日（当該日が土・日・祝日の場合は直後の営業日）になります。

※振込手数料はレッツ中央で負担します。

### その他の注意事項等



- 給付の発生原因が給付受給者または会員の故意または重大な過失による場合は、支給しません。
- 会費の未納があるときは、支給を停止する場合があります。
- 不正行為により給付金を受領したときは、返還していただきます。
- 給付金の決定内容に不服がある場合は、決定内容を知った日から60日以内に異議の申立てをすることができます。

給付一覧

給付の種類	給付事由		給付金額	添付する証明書類（コピー可）
祝金	結婚	会員本人が結婚したとき ※再婚の場合は1回を限度とします。	20,000円	次のうちいずれかのもの ●戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ●婚姻届受理証明書
	銀婚	会員本人の戸籍上の婚姻期間が満25年を経過したとき	20,000円	●戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ※婚姻届の受理日から、それぞれ25年、50年の経過日以降に交付を受けたもの
	金婚	会員本人の戸籍上の婚姻期間が満50年を経過したとき	20,000円	
	出産	会員本人または会員の配偶者が出産したとき ※死産の場合は、子の死亡弔慰金の支給となります。 ※多児出産の場合は1児につき1件となります。	20,000円	次のうちいずれかのもの ●母子健康手帳の出生届出済証明書 ●出生届受理証明書 ●戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ●住民票（※3）
	20歳（はたち）	会員本人が満20歳になったとき	20,000円	会員の生年月日が確認できるもの (例) 運転免許証、住民票（※3）、健康保険証 等
	小学校入学	会員の子が小学校に入学したとき ※請求は4月1日以降となります。	10,000円	次のうちいずれかのもの ●就学または入学通知書 ●在学証明書等在学を証明できるもの
	中学校卒業	会員の子が中学校を卒業したとき	10,000円	次のうちいずれかのもの ●卒業証書 ●卒業証明書
弔慰金（※1）	会員の死亡	会員本人が死亡したとき ※請求者（受取人）の範囲および順位は次のとおりです。 (1)配偶者 (2)子 (3)父母（※2） (4)孫 (5)祖父母 (6)兄弟姉妹 ※最上位の方1名のみが請求できます。	在会1年未満 20,000円	死亡の事実および死亡者と請求者（受取人）との続柄を証明できるもの (例)死亡事項登載の全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）等 ※子が死産の場合は、次のいずれかのもの ●医師の証明する死産証書 ●死産届記載事項証明書
			在会1年以上5年未満 50,000円	
			在会5年以上10年未満 70,000円	
			在会10年以上 100,000円	
	家族の死亡	会員の配偶者が死亡したとき ※配偶者が会員の場合は、「会員の死亡」の弔慰金の該当となります。	在会1年未満 20,000円	
		在会1年以上 30,000円		
会員の子が死亡したとき ※子が会員である場合は、「会員の死亡」の弔慰金の該当となります。 ※死産の場合は支給されません。		20,000円		
	会員の父母（※2）が死亡したとき ※父母が会員の場合は、「会員が死亡したとき」の弔慰金の該当となります。	10,000円		

給付の種類	給付事由	給付金額	添付する証明書類 (コピー可)
入院	連続して 5日以上 10日未満	5,000円	入院期間を証明できるもの (例) 入院期間が明記された医療機関の領収書
	連続して 10日以上 20日未満	10,000円	
	連続して 20日以上 30日未満	20,000円	
	連続して 30日以上 60日未満	30,000円	
	連続して 60日以上 90日未満	40,000円	
	連続して 90日以上	50,000円	
見舞金 (※1) 障害	1級	100,000円	●身体障害者手帳
	2級	90,000円	
	3級	80,000円	
	4級	70,000円	
	5級	60,000円	
	6級	50,000円	
住宅 災害	全損・焼 (70%以上程度)	100,000円	被災の日時、程度等が確認できるもの (例) ●官公署が発行する罹災証明書 ●被災状況申告書 (被災の日時、程度等について 会員が作成したもの) ●損害の程度がわかる写真
	半損・焼 (30%以上 70%未満程度)	50,000円	
	一部損・焼 (5%以上 30%未満程度)	30,000円	
	床上浸水	30,000円	

※1 甲慰金および見舞金について、その発生原因に災害救助法が適用になる場合は、支給しません。

※2 父母とは、実父母をいいます。ただし、養父母があるときは、養父母をいいます。

※3 添付書類の住民票は、個人番号 (マイナンバー) が記載されていないものをご用意ください。